

随意契約理由

令和8年(2026年)1月30日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市振り仮名の市町村長記録に係る戸籍情報システム改修業務委託
契約内容	豊中市振り仮名の市町村長記録に係る戸籍情報システム改修業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年12月15日 令和7年12月15日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	814,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>今回行う契約は、戸籍法改正に対応するもので、振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対し、市区町村長が振り仮名を記録する際の一括処理機能の追加を行うものである。</p> <p>戸籍情報システムは富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士フイルムシステムサービス株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。</p>